

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮城県	
市区町村数	35

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						16	18	12				35					
4	100	仙台市	市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日		男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
4	202	石巻市	地域振興課	1	2	1	1	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日	2005年4月1日		石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
4	203	塩竈市	市民課協働推進係	1	2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2007年9月28日		第3次しおがま男女共同基本計画	2023年4月 ~ 2027年3月	1	1		
4	205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
4	206	白石市	総務部企画政策課	1	2	0	0	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日		白石市男女共同参画基本計画めざそうプラン第2次	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
4	207	名取市	名取市企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第三次名取市男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2031年3月	1	1		
4	208	角田市	企画デジタル課	1	2	0	0				0	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年4月 ~ 2026年3月	1	1		
4	209	多賀城市	多賀城市総務部地域コミュニティ課	1	2	0	0				0	第2次多賀城市男女共同参画推進計画「史都多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン」	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	1		
4	211	岩沼市	まちづくり政策課	1	2	1	1	岩沼市男女共同参画推進条例	2012年3月7日	2012年3月7日		いわぬま男女共同参画推進プラン(第3次)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
4	212	登米市	市民生活課	1	2	1	1	だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	2011年3月11日	2011年4月1日		第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
4	213	栗原市	企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
4	214	東松島市	東松島市総務部市民協働課	1	2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日		東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
4	215	大崎市	宮城県大崎市市民協働推進部まちづくり推進課男女共同参画推進室	1	1	1	1	大崎市男女共同参画推進基本条例	2008年3月7日	2008年4月1日		第3次大崎市男女共同参画推進基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
4	216	富谷市	市民協働課	1	2	0	1	富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日		富谷市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2026年3月	1	1		
4	301	蔵王町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	蔵王町男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2027年3月	1	1		
4	302	七ヶ宿町	ふるさと振興課	1	2	0	0				0	(第6次七ヶ宿町長期総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0		
4	321	大河原町	政策企画課	1	2	0	0				0				0	0	
4	322	村田町	まちづくり振興課	1	2	0	0				0				0	1	
4	323	柴田町	まちづくり政策課	1	2	1	1	柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日		第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
4	324	川崎町	町民生活課	1	2	0	0				0	川崎町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	0	1		
4	341	丸森町	企画財政課	1	2	0	0				0				0	0	
4	361	亘理町	企画課	1	2	1	1				0	亘理町男女共同参画基本計画(第3次)	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
4	362	山元町	企画財政課	1	2	0	0				0				0	0	
4	401	松島町	総務課総務管理班	1	2	1	0				0	松島町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
4	404	七ヶ浜町	生涯学習課	2	2	0	1				0	しちがはま男女共同参画プラン[2022-2026]	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
4	406	利府町	生活環境課	1	2	1	1				0	第4次利府町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
4	421	大和町	総務課	1	2	1	1	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日		第4次たいわ男女共同参画推進プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1		
4	422	大郷町	総務課	1	2	0	0				2				0	1	
4	424	大衡村	住民生活課	1	2	0	1				3	大衡村男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
4	444	色麻町	総務課	1	2	0	0				0				0	0	
4	445	加美町	企画財政課	1	2	1	1				0	第二次加美町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
4	501	涌谷町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	涌谷町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
4	505	美里町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	(第2次美里町総合計画・美里町総合戦略)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	0		
4	581	女川町	町民生活課	1	2	0	0				0				0	0	
4	606	南三陸町	企画課	1	2	0	0				0	南三陸町男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)												
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営	
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他
4							1	3	2	2	0	2	2	0	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台		980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp		○	○			○
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台		980-6128	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28階・29階	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp		○	○			○
4	202	石巻市													
4	203	塩竈市													
4	205	気仙沼市													
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援センター		989-0275	白石市字本町27番地(ふれあいプラザ内)	0224-22-6035	0224-22-6037	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/10/20633.html		○	○		○	
4	207	名取市													
4	208	角田市													
4	209	多賀城市													
4	211	岩沼市													
4	212	登米市													
4	213	栗原市													
4	214	東松島市													
4	215	大崎市	大崎市男女共同参画相談室	Withおおさき	989-6174	宮城県大崎市古川千手寺二丁目3-15	0229-24-3950		http://www.educ.osaki.miyagi.jp/gep/	○		○		○	
4	216	富谷市													
4	301	蔵王町													
4	302	七ヶ宿町													
4	321	大河原町													
4	322	村田町													
4	323	柴田町													
4	324	川崎町													
4	341	丸森町													
4	361	亘理町													
4	362	山元町													
4	401	松島町													
4	404	七ヶ浜町													
4	406	利府町													
4	421	大和町													
4	422	大郷町													
4	424	大衡村													
4	444	色麻町													
4	445	加美町													
4	501	涌谷町													
4	505	美里町													
4	581	女川町													
4	606	南三陸町													

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			4						4	2	3	3	1	2	2	0	2	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台	1987年3月30日	9	11	162,598	○	○		○		○	○			○	震災・復興の経験の継承
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台	2003年5月23日	12	14	189,400	○	○	○	○	○	○	○			○	震災・復興の経験の継承
4	202	石巻市			0	0	0											
4	203	塩竈市			0	0	0											
4	205	気仙沼市			0	0	0											
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援センター	2002年8月1日	0	1	171	○		○								
4	207	名取市			0	0	0											
4	208	角田市			0	0	0											
4	209	多賀城市			0	0	0											
4	211	岩沼市			0	0	0											
4	212	登米市			0	0	0											
4	213	栗原市			0	0	0											
4	214	東松島市			0	0	0											
4	215	大崎市	大崎市男女共同参画相談室	2009年8月1日	0	2	7,845	○		○	○							
4	216	富谷市			0	0	0											
4	301	蔵王町			0	0	0											
4	302	七ヶ宿町			0	0	0											
4	321	大河原町			0	0	0											
4	322	村田町			0	0	0											
4	323	柴田町			0	0	0											
4	324	川崎町			0	0	0											
4	341	丸森町			0	0	0											
4	361	亘理町			0	0	0											
4	362	山元町			0	0	0											
4	401	松島町			0	0	0											
4	404	七ヶ浜町			0	0	0											
4	406	利府町			0	0	0											
4	421	大和町			0	0	0											
4	422	大郷町			0	0	0											
4	424	大衡村			0	0	0											
4	444	色麻町			0	0	0											
4	445	加美町			0	0	0											
4	501	涌谷町			0	0	0											
4	505	美里町			0	0	0											
4	581	女川町			0	0	0											
4	606	南三陸町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			2			14	1	7.1	18	0	0.0	21	1	4.8	19	1	5.3	4,629	264	5.7
4	100	仙台市				1	1	100.0	2	0	0.0							1411	170	12.0
4	202	石巻市				1	0	0.0	2	0	0.0							374	13	3.5
4	203	塩竈市				1	0	0.0	1	0	0.0							166	13	7.8
4	205	気仙沼市	2006年9月27日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							205	5	2.4
4	206	白石市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	1	0.9
4	207	名取市				1	0	0.0	2	0	0.0							290	16	5.5
4	208	角田市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	0	0.0
4	209	多賀城市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	1	2.2
4	211	岩沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	8	10.3
4	212	登米市				1	0	0.0	1	0	0.0							302	4	1.3
4	213	栗原市				1	0	0.0	1	0	0.0							252	3	1.2
4	214	東松島市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	2	2.9
4	215	大崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							364	8	2.2
4	216	富谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							48	4	8.3
4	301	蔵王町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
4	302	七ヶ宿町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
4	321	大河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	3	7.3
4	322	村田町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
4	323	柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
4	324	川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	341	丸森町										1	0	0.0	1	0	0.0	98	0	0.0
4	361	亘理町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
4	362	山元町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
4	401	松島町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
4	404	七ヶ浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
4	406	利府町										1	0	0.0	1	1	100.0	26	2	7.7
4	421	大和町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	3	4.8
4	422	大郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	424	大衡村										1	1	100.0	1	0	0.0	14	0	0.0
4	444	色麻町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
4	445	加美町										1	0	0.0	0	0		79	0	0.0
4	501	涌谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
4	505	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
4	581	女川町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
4	606	南三陸町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	1	1.4

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																		
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他													
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)					
	小計			859	748	10,622	3,200	30.1	823	719	10,954	3,186	29.1	178	116	970	213	22.0	750	92	12.3	931	112	12.0											
4	100	仙台市	40.0	2023年度末	140	138	1,973	717	36.3	71	70	1,297	449	34.6	6	5	42	10	23.8	40	6	15.0	41	7	17.1	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1					
4	202	石巻市	40.0	2026年3月	61	55	860	239	27.8	35	32	588	189	32.1	6	3	40	8	20.0	64	11	17.2	65	11	16.9	1		1							
4	203	塩竈市	35.0	2027年3月	31	27	290	81	27.9	26	22	269	75	27.9	5	5	21	7	33.3	0	0	0.0	30	2	6.7	1		1							
4	205	気仙沼市	50.0	2025年3月	32	27	453	158	34.9	27	24	426	153	35.9	5	3	27	5	18.5	45	12	26.7	46	12	26.1	1		1							
4	206	白石市	40.0	2024年3月	46	42	481	139	28.9	24	23	275	75	27.3	5	4	26	7	26.9	0	0	0.0	34	1	2.9	2	2023年3月1日	2	2023年3月1日	2	2023年3月1日				
4	207	名取市	35.0	2031年3月	34	29	489	145	29.7	29	26	461	137	29.7	5	3	28	8	28.6	0	0	0.0	42	13	31.0	1		1							
4	208	角田市	45.0	2026年3月	30	24	365	79	21.6	25	20	338	73	21.6	5	4	27	6	22.2	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1							
4	209	多賀城市	30.0	2031年3月	21	20	221	59	26.7	20	20	221	59	26.7	5	3	25	7	28.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1							
4	211	岩沼市	50.0	2028年3月	35	32	396	138	34.8	30	29	362	134	37.0	5	3	34	4	11.8	0	0	0.0	30	1	3.3	1		1							
4	212	登米市	40.0(女性委員がいる各種審議会等の割合は100%が目標)	2026年3月	49	36	744	172	23.1	26	21	445	121	27.2	5	4	39	8	20.5	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1							
4	213	栗原市	30.0	2027年3月	29	24	458	118	25.8	24	20	401	110	27.4	5	4	37	7	18.9	49	3	6.1	49	3	6.1	1		1							
4	214	東松島市	35.0	2026年3月	37	29	520	141	27.1	32	26	491	135	27.5	5	3	29	6	20.7	36	5	13.9	37	5	13.5	1		1							
4	215	大崎市	40.0	2024年3月	53	46	931	245	26.3	53	46	931	245	26.3	5	4	40	12	30.0	55	5	9.1	56	5	8.9	1		1							
4	216	富谷市	50.0(2025年度(令和7年度)まで50%維持)	2025年度(令和7年度)	24	23	219	120	54.8	19	19	199	114	57.3	5	4	20	6	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1							
4	301	蔵王町	30.0	2028年3月	17	13	188	33	17.6	10	8	126	20	15.9	5	2	36	4	11.1	15	3	20.0	16	3	18.8	1		1							
4	302	七ヶ宿町							14	11	167	23	13.8	5	4	19	6	31.6	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1								
4	321	大河原町							17	13	200	40	20.0	5	3	22	6	27.3	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1								
4	322	村田町							16	14	177	42	23.7	5	4	21	7	33.3	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1								
4	323	柴田町	35.0	2026年3月	26	24	191	71	37.2	16	16	124	50	40.3	5	3	22	5	22.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1							
4	324	川崎町							15	7	140	15	10.7	5	3	25	5	20.0	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1								
4	341	丸森町							20	18	203	60	29.6	5	2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1								
4	361	亘理町							21	18	233	57	24.5	5	3	29	5	17.2	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1								
4	362	山元町							16	16	190	61	32.1	5	3	33	6	18.2	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1								
4	401	松島町	30.0	2026年3月	27	21	254	50	19.7	22	18	226	45	19.9	5	3	28	5	17.9	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1							
4	404	七ヶ浜町							10	10	102	32	31.4	5	3	26	5	19.2	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1								
4	406	利府町	40.0	2027年3月	32	30	333	92	27.6	18	18	171	56	32.7	5	3	27	5	18.5	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1							
4	421	大和町	30.0	2024年3月	41	26	282	60	21.3	25	22	258	54	20.9	5	4	24	6	25.0	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1							
4	422	大郷町							16	11	147	31	21.1	5	2	24	3	12.5	0	0	0.0	20	2	10.0	1		1								
4	424	大衡村	30.0	2027年3月	21	15	139	39	28.1	16	12	114	33	28.9	5	3	25	6	24.0	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1							
4	444	色麻町							20	18	176	62	35.2	5	3	26	7	26.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1								
4	445	加美町	40.0	2025年3月	26	25	364	155	42.6	19	19	297	132	44.4	5	4	29	7	24.1	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1							
4	501	涌谷町							18	14	215	57	26.5	5	3	24	6	25.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1								
4	505	美里町	30.0	2024年3月	33	30	309	103	33.3	28	27	281	97	34.5	5	3	28	6	21.4	24	7	29.2	25	7	28.0	1		1							
4	581	女川町							17	15	180	58	32.2	4	2	13	3	23.1	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1								
4	606	南三陸町	30.0	2026年3月	14	12	162	46	28.4	11	9	134	29	21.6	5	3	23	5	21.7	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1							

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7										
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他										
			18	1の合計	33	0	30		2			32	32	32	32	30	25					
			4	2の合計	0	22	3		31			1	1	1	1	4	2					
			4	3の合計	1	8			0			0	0	0	0	0	0					
			9	4の合計	1	3						2	2	2	2	1	6					
4	100	仙台市	1	仙台市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない文書等で、かつ、総務局長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 法令等の規定に抵触するおそれがあるもの (2) 公権力の行使に当たる行為に関するもの (3) 職員としての身分に関するもので、対外的に使用するもの (4) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの	仙台市議会	1	4	2		2								1	1	1	1	4
4	202	石巻市	3		石巻市議会	1	2	1	石巻市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1
4	203	塩竈市	1	塩竈市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、塩竈市の一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。	宮城県塩竈市議会	1	2	1	塩竈市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1
4	205	気仙沼市	1	気仙沼市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	気仙沼市議会	1	2	1	気仙沼市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2								1	1	1	1	1
4	206	白石市	1	白石市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、白石市の一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。	白石市議会	1	2	1	白石市議会会議規則第2条第2項及び第89条第2項 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問12-1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
4	207	名取市	1	名取市職員旧姓使用取扱要綱(平成30年7月31日・名取市告示第128号) (趣旨) 第1条 この要綱は、名取市の一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。)(は、あらかじめ任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (承認等) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 任命権者は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。(中止届) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 別表(第2条関係) 1 職員名簿 2 各課等配置図 3 出勤簿 4 事務分担表 5 職員証 6 年次有給休暇簿 7 名取市職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定める様式 8 職務に専念する義務の免除届 9 富利企業等への従事に関する許可申請書 10 担当事務引継書 11 復命書 12 文書の回議、決裁、供覧に係る氏名及び押印 13 その他法令等に基づかない文書で任命権者が認めるもの	名取市議会	1	3	1	名取市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					
4	208	角田市	1	角田市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、角田市の一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	角田市議会	1	2	1	角田市議会会議規則 第2条 省略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						第6条 第2条の規定にかかわらず、角田市議会会議規則(平成3年角田市議会規則第1号)第2条第1項の規定による届出があった場合は、別表第3に定める議会活動等ができない期間の区分に応じ定める減額の割合を議員報酬より減額する。 2 前項の規定による議員報酬の減額は、同項の届出があった日から3か月、6か月、9か月又は12か月を経過する日の属する月の翌月(経過する日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動等を再開した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)までの期間とする。	1	1	1	1	1	1
4	209	多賀城市	3		多賀城市議会	1	3	1	多賀城市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					
4	211	岩沼市	2		宮城県岩沼市議会	1	3	1	岩沼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1							
4	212	登米市	1	登米市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解及び混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	宮城県登米市議会	1	3	1	登米市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
4	213	栗原市	1	栗原市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、市長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	栗原市議会	1	3	1	栗原市議会会議規則 第2条 議員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻または早退するときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
4	214	東松島市	1	東松島市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、東松島市の一般職の職員(会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができる。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。))は、あらかじめ任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (承認等) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 任命権者は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経由して任命権者に届けなければならない。 2 前項の届け出をした職員は、職務において戸籍上の氏を使用するものとする。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の前日に婚姻等により氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から令和4年2月28日までの間、旧姓使用申請書(様式第1号)を任命権者に提出することができる(職員となる前に氏を改めている場合を除く。)	東松島市議会	1	2	1	東松島市議会会議規則 会議(欠席の届出)第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 委員会(欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
4	215	大崎市	1	大崎市議員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、次に掲げる事項に該当し、かつ、別に定める文書等について、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 公権力の行使に当たる行為に關しないもの (2) 職員としての身分に關しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせおそれがないもの	大崎市議会	1	2	1	大崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
4	216	富谷市	1	富谷市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富谷市議会	1	2	1	富谷市議会会議規則 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	2	
4	301	蔵王町	1	蔵王町職員旧姓使用取扱要綱第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、もっぱら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	蔵王町議会	1	2	1	蔵王町議会規則 第1章第2条第3項 前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届によらず、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
4	302	七ヶ宿町	4		七ヶ宿町議会	1	2	1	七ヶ宿町議会会議規則 (参集) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2							1	1	1	1	1	4
4	321	大河原町	4		大河原町議会	1	3	1	大河原町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
4	322	村田町	1	村田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条(承認) 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	村田町議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、主産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
4	323	柴田町	4		柴田町議会	1	2	1	柴田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
4	324	川崎町	2		川崎町議会	4											4	4	4	4	4	4	
4	341	丸森町	1	丸森町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	丸森町議会	1	2	2										1	1	1	1	1	1
4	361	亶理町	2		宮城県亶理町議会	1	4	1	亶理町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。		2						1	1	1	1	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)														
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例					配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
4	362	山元町	3		山元町議会	1	2	1	山元町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条第1項及び第2項)	2								1	1	1	1	1	1	
4	401	松島町	1	松島町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、町の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。	松島町議会	1	3	1	松島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	2	1	
4	404	七ヶ浜町	1	七ヶ浜町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用をすることができる。	七ヶ浜町議会	1	2	1	七ヶ浜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。	2							1	1	1	1	1	4		
4	406	利府町	3		利府町議会	1	2	1	利府町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1								1	1	1	1	1	1	
4	421	大和町	1	大和町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨)第1条 この要項は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)第2条 この要項において、職員とは、大和町職員定数条例(昭和43年大和町条例第13号)に規定する職員をいう。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 職員は、法令及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に、旧姓を使用することができるものとする。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。 (申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (承認等) 第5条 町長は、前条の申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。	大和町議会	1	4	2									2	2	2	2	2	2		
4	422	大郷町	4		大郷町議会	3											4	4	4	4	2	4		
4	424	大街村	4		大街村議会	1	2	1	大街村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
4	444	色麻町	4		色麻町議会	1	2	1	色麻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議員は、休会中及び閉会中においても、7日以上議会活動及び議員活動ができない事由が生じたときは、長期欠席(不在)届(様式第1号)を議長に提出しなければならない。また、90日以上長期欠席者が、再び議会活動及び議員活動ができることとなったときは、出席届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。	2				1	1	1	1	1	1	
4	445	加美町	4		加美町議会	1	2	1	加美町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
4	501	満谷町	4		満谷町議会	1	2	1	満谷町議会会議規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
4	505	美里町	2		美里町議会	1	2	1	美里町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
4	581	女川町	4		女川町議会	1	2	1	女川町議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条第2項	2						1	1	1	1	4

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護
4	606	南三陸町	1	南三陸町職員の旧姓使用に関する規則 ○南三陸町職員の旧姓使用に関する規程 令和4年5月25日 訓令第12号 (趣旨) 第1条 この規程は、町長の事務部局に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後において、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手續に關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書の範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 職員証その他の身分証明書(併記)、名札、人事異動調書(報道機関その他の外部に発表するものを含む。)等 (2) 出勤簿、年次有給休暇届、任命権者に提出する申請書等 (3) 専ら組織内部で用いられる文書等であつて、職務の遂行及び事務の処理上、誤解・混乱を生じさせるおそれのないもの (4) 通知文等(外部に対し施行するものを含む。)であつて、職務の遂行及び事務の処理上、誤解・混乱を生じさせるおそれのないもの 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、旧姓を使用することができない。 (1) 公権力の行使に係る文書、源泉徴収票その他の法令等に基づくもの (2) 給与、旅費等の請求及び支払に関するもの (3) 宮城県市町村職員共済組合その他の外部の団体等の定めによるべきもの (旧姓を使用する職員の責務) 第3条 旧姓を使用する職員は、この規程に基づく旧姓の使用に当たっては、常に町民、職員等に誤解・混乱が生じないよう努めなければならない。 2 第5条の承認を受けた職員は、前条第1項各号に掲げる文書等において、統一的に旧姓を使用しなければならない。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経由して、町長に申請しなければならない。ただし、町長以外の任命権者から旧姓使用の承認を受けている職員にあっては、当該承認のあったことを証するに足りる書類等の写しを提出することをもって、申請に代えることができる。 2 前項本文の申請は、戸籍上の氏を改めたことに係る履歴事項異動届(南三陸町職員服務規程(平成17年南三陸町訓令第23号)第16条に規定する履歴事項異動届をいう。)を提出した後、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に限り、行うことができる。ただし、婚姻等により氏を改めた後に職員となった者(前項ただし書に規定する職員を除く。))にあっては、新たに職員となった日に限り、前項本文の申請を行うことができる。 (旧姓使用の承認) 第5条 町長は、前条第1項本文の申請を受理したときは、その内容を審査し、旧姓使用承認・不承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした職員に対し、その所属長を経て通知するものとする。 (旧姓使用の中止の届出) 第6条 この規程に基づき旧姓を使用していた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、町長に届け出なければならない。 2 前項の届出を行った職員は、当該届出前の旧姓使用について第4条第1項の申請を行うことができない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。 (その他) 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和4年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により氏を改めた職員は、第4条第2項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日から令和4年9月30日までの間に限り、同条第1項本文の申請を行うことができる。 (南三陸町職員服務規程の一部改正) 3 南三陸町職員服務規程(平成17年南三陸町訓令第23号)の一部を次のように改正する。	南三陸町議会	1	3	1	南三陸町議会会議規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2			1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関 定すハ 等るラ (規 ス)規 定メン ある倫 ト理防 規止	2. 議員向け研修を実施している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
		0	1	11					9	2	0	4		9	
		0	2	7	8	2	2		10	8	4	5		25	
		0	0	17					16	9	31	0		1	
		35	32									26			
4	100	仙台市	4	4	3					3		3	2	1	市民局防災実施計画 市民局が実施する主な非常時優先業務は以下のとおりである。(中略)仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんだい男女共同参画財団と共に、被災女性ニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要対応を行う。
4	202	石巻市	4	2	1	1				2	2	3	2	2	石巻市議会議員政治倫理条例 第4条(4)政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けおそれのある寄付等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。(5)市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行便するよう働きかけないこと。
4	203	塩竈市	4	4	3					3		3	4	1	塩竈市地域防災計画 (3)男女共同参画による運営 ①指定避難所運営への女性の参画促進 市は、指定避難所の運営において、女性も参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を促進する。 ②男女のニーズの違いへの配慮 市は、指定避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用スペース(物干し場、仕切り、更衣室、授乳室)、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児のいる家庭用エリアの設定(情報交換や相談等ができる場所)や、乳幼児が安全に遊べる空間の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 ③運営参加者への配慮 市は、避難者が運営に参加する場合は、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。
4	205	気仙沼市	4	4	3					3		3	4	2	
4	206	白石市	4	4	3					3		3	2	2	
4	207	名取市	4	4	1	1				3		3	4	1	名取市議会議員の政治倫理に関する条例 第3章議員の政治倫理基準等 第7条 3. 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性格な言動又は行為をいう。)その他人権を侵害するおそれのある行為をしてはならない。
4	208	角田市	4	4	1	1	2			2	3	3	1	2	角田市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱 第3条 議員は、ハラスメントを行うことのないよう行動しなければならない。 2. 議員は、ハラスメント及びハラスメントが疑われる行為を知った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
道 区	府 町	区	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
県 村	町	区	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(等)が定められている倫理防規正 2. 議員向け研修を 3. 議員向け研修を 4. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
4	209	多賀城市	4	4	3			2	3	3	4		1	地域防災計画 地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 指定避難所の開設・管理 第4 避難所の環境維持 5 男女共同参画 (1) 指定避難所運営への女性の参画促進 市は、指定避難所の運営において、男女を問わず参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を推進する。 (2) 男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いへの配慮 市は、指定避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いに配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児のいる家庭用エリアの設置又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ベアによる巡回警備等による安全性の確保など、女性や子育て家庭などの多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (3) 女性・子供等への配慮 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを別の場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 (4) 運営参加者(自治組織)への配慮 市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。	
4	211	岩沼市	4	4	3			3		3	4		2		
4	212	登米市	4	4	3			3		3	4		1	登米市地域防災計画【震災対策編】※市民生活部所掌分 第2章 災害予防対策 第16節 避難対策 第4 避難所の確保 5 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」平成28年4月改定を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、市、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。 特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防対策や対象法に関する普及啓発に努めるものとする。 (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。 (3) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。 (4) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。 (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」平成28年4月等を参考にしながらあらかじめマニュアル等を作成しておく。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選出した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選出した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選出した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選出した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 が あ る 倫 理 防 止 規 定	す る 議 員 向 け の ハ ラ ス メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 開	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
4	213	栗原市	4	4	3					3		3	4		1	栗原市地域防災計画 第2編 第2章 応急 第2節 防災活動体制 全部 災害対策企画部 企画課 市政情報課 市民協働課 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 住民への災害情報の提供に関すること 3 協力機関との連絡調整に関すること 4 報道関係機関との連絡及び相互協力に関すること 5 市内の総括、連絡調整に関すること 6 災害対策記録写真等の整備及び提供に関すること 7 災害統計に関すること 8 その他災害の広域し量の収集及び提供に関すること ※その他、市民生活部が行う避難所の開設運営に關して男女共同参画の規定あり 第2編 第2章 応急 防災活動体制 全部 災害対策市民生活部 社会福祉課 1 災害救助法に基づく救助事務の全般に関すること 2 住民の避難及び避難所に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること(義援金の配分を含む) 5 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 6 被災者の生活相談に関すること 7 炊き出しに関すること 8 救援物品等の受領、調達の受払いの総合調整に関すること 9 市内の総括、連絡調整に関すること 10 災害時における要配慮者世帯に関すること 第2編 第2章 第4節 避難・誘導対策 8 避難所の開設及び運営 ウ 男女共同参画(7) 避難所運営への女性の参画促進 市は、避難所の運営において、女性が運営委員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。(イ)男女及び性的マイノリティ(LGBT等)ニーズの違いへの配慮 市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いに等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーショーツ、経おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。(ウ)運営参加者への配慮 市は、避難者が運営する際、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。
4	214	東松島市	4	4	2					1	1	3	2		1	東松島市地域防災計画 市地域防災計画第2編風水害等災害対策編第1章災害予防対策第7節防災訓練の実施、第3編地震災害対策編第1章災害予防対策第11節防災訓練の実施、第4編津波災害対策編第1章災害予防対策第10節地震及び津波防災訓練の実施の各節において、「防災関係機関の防災訓練:男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるように努めるとともに、要配慮の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て、避難所への避難誘導訓練等を行う」などに努める。」の記載がある。
4	215	大崎市	4	1	2					2	3	2	1		2	大崎市議会議員の通称等使用取扱規程 第4条 議長は、前条の提出があったときは特段の事情がない限り通称名等の使用の承認をするものとし、承認の可否を決定したときは通称等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該提出をした議員に通知するものとする。(通称等の使用の継続) 第5条 前条の承認を受けた通称等は、当該承認を受けた内容に変更がない限り使用を継続することができる。(使用中の届出) 第6条 議員は、通称等の使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書(様式第2号)を議長に提出しなければならない。(責務) 第7条 通称等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びそれに関連する事務処理に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。(議長の職務を行う者がいない場合の特例)
4	216	富谷市	4	4	1			3		2	2	3	4		2	富谷市議会議員政治倫理条例で、「議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。」と規定している。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 る ラ) 規 ス が 定 メ ン ト を 設 置 し て い る に 関 す る 議 員 向 け の 研 修 は ど の 方 法 を 採 用 し て い る か	2 を 設 置 し て い る に 関 す る 議 員 向 け の 研 修 は ど の 方 法 を 採 用 し て い る か	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
4	301	蔵王町	4	4	1	1				蔵王町議会ハラスメント防止条例 この条例は、議員による議員の地位を利用した、町職員(以下「職員」という)に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止するための措置を講じ、すべての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職務環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。	1	3	3	4		2
4	302	七ヶ宿町	4	4	3					大河原町議会政治倫理条例 第4条9号 町民に対し、議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4		3
4	321	大河原町	4	4	1	1				第4条9号 町民に対し、議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	2	3	4		2
4	322	村田町	4	4	1	1				村田町議会ハラスメント防止条例 (議員の責務)第3条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の代表者として、自らの役割と責任を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、職務環境を害するものであること並びに議員及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、議員及び職員の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。 4 議員は、議員及び職員に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っていることと認められる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている者に対し厳に憤り、懲り、責めを課し、解決に努めるとともに、議長に報告しなければならない。	2	2	3	4		2
4	323	柴田町	4	4	1					ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。	1	1	3	4		2
4	324	川崎町	4	4	3						3		3	4		2
4	341	丸森町	4	4	3						3		3	4		2
4	361	亶理町	4	2	2						1		2	4		2
4	362	山元町	4	4	2						1	2	3	4	1	地域防災計画 第2編地震災害対策 第3章災害応急対策 第12節避難活動 (主な実施担当:総務部(男女共同参画担当部署含む)、保健福祉部、教育部、消防部) 5避難所の開設 2運営 (7)男女共同参画町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打ち合わせ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
4	401	松島町	4	4	1	2					1	3	3	2		2
4	404	七ヶ浜町	4	4	2						2	3	2	4		2

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																										
都	市	道	区	府	町	県	村	町	コ	ロ	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1														
													議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。														
													1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)が定められている倫理規程	2. 議員向け研修を設けている窓口に	3. その他	その他内容	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)
4	406	利府町	4	4	2												2		3		4		1	利府町地域防災計画_第1節 計画の目的と構成_第5 基本方針_12多様な主体の参画による防災対策の確立 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 また、町及び県は、男女共同参画の観点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対策について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。															
4	421	大和町	4	4	1								大和町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(8)町の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。(10)嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		1		2		3	1	大和町議会議員通称名等取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、大和町議会議員(以下、「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。(通称名等使用の申請等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用許可申請書(第1号様式)を議長に提出し承認を得なければならない。2 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。3 第1項に規定する通称名による申請書については、町議会議員一般選挙後初議会の招集日7日前までに議長又は議会事務局長へ提出するものとする。	2																	
4	422	大郷町	4	4	3												2		2		3		4	2															
4	424	大衡村	4	4	3												3				3		4	2															
4	444	色麻町	4	4	2													2		2		1		2	色麻町議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 議会議員共済会等に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの														
4	445	加美町	4	4	1								加美町議会議員倫理条例 第4条第8号 その地位を利用し、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。						3		3		4	2															
4	501	瀬谷町	4	4	3												3				3		4	2															
4	505	美里町	4	4	3												1		3		3		4	2															
4	581	女川町	4	4	3												3				3		4	2															
4	606	南三陸町	4	4	3												3				3		4	2															